

事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ  
ノ事者最要ニ被本料宛テ申上ルモノニテ其ノ部ヲ

# 新進會規約

## 第一章 名稱、目的、組織、資格

第一條 本組合を伸銅工組合新進會と稱す  
第二條 本組合は労働条件の改善、組合員の徳性涵養、技術の進歩、職員の開發、地位の向上と相互援助とを以て目的とす  
第三條 伸銅工場に從業する一級高勞働者にして滿十六歳以上の男女は本組合員たる資格を有す  
第四條 (一)本組合には若干の支部を置く  
(二)本組合支部は工場若しくは一會社に從事する組合員十五名以上三百名以下を以て組織す、三百名以上は更に一支部を置くことを得但し擴張の見込ある場合は發支部にも分つ事を得  
第五條 本組合事務所(本部)は當分大阪府北區西野田十六町六二安藤園松方に置く

第六條 本組合員たらんと欲する者は規定の様式に從ひ指定事項を明記し加入金及び組合費一ヶ月分以上を悉く申込む事を要す  
第七條 本組合は前項の申込に對し本人の資格を調査の上之れを許可し組合員證及び徽章を交付す  
第八條 (一)本組合員にして退會せんとする時は其理由を明記し組合員證及び徽章を其所屬支部に届け出づべし但し入會は支部委員會の承認あるを要す  
(二)本組合員にして故なく組合費二ヶ月以上を滞納したる時又は本組合の精神に反する行爲ありたる時支部長の忠告あるも猶反省せざる者は支部委員會の決議に依り除名する事あるべし

第三章 機關  
第九條 本組合の會議を左の四種に別つ  
(一)總會 (二)代議員會 (三)幹部會 (四)支部委員會  
(二)總會は組合長全組合員を召集し年一回以上開催し會務及び會計の報告をなし役員の改選を行ふ  
(三)代議員會は幹部會の要求に依り、委員を召集開催し重要なる事務を審議す、代議員會の決議は代議員の五分の一以上出席し其多數決なる事を要す但し委任狀持参を妨げず  
(四)幹部會は理事及び各支部長に依り隨時開催し事務報告に關する事項を審議す幹部會決議は出席者の多數に依り採決し其都度組合長に報告し承認を経るものとす  
(五)支部委員會は支部長に於いて隨時之を開催する事を得

第四章 役員  
第十條 本組合に左の役員を置く  
(一)組合長、一名 (二)理事、若干名 (三)支部長、若干名 (四)委員、若干名  
(二)組合長は代議員會の推薦を経て總會出席者三分の二以上の賛成を得る事を要し本組合の事務一切を統轄す  
(三)組合長は必ずしも組合員たる事を要せざれども資本家たるべからず  
(四)理事は代議員會の推薦を経て總會出席者の三分の二以上の賛成を得る事を要し本組合の事務を分掌す  
(五)支部長は委員の互選に依り正命し理事を相佐し支部の事務を執行す  
(六)支部委員は支部の組合員十五名又其の半数毎に一名の割合を以ての投票に依り選舉し各支部の業務を分掌す然委員は代議員たる資格を有す  
第十一條 本組合加入金は金券拾圓とす  
第十二條 本組合加入金は組合費として一ヶ月金券拾圓を前納するものとす  
第十三條 役員は滿一年とし再選する事を妨げず  
第十四條 役員は代議員會の決議に依り顧問若し其の職を囑託する事を得  
第十五條 本組合加入金は金券拾圓として一ヶ月金券拾圓を前納するものとす



本組合の収入は左の二項目よりなる  
(一)組合本部の収入によりなる財産及び事業又は財産より生ずる収入は組合本部に關する  
(二)支部の収入によりなる財産及び財産より生ずる収入は支部に關する  
第七章 事業  
本組合は組合の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ  
(一)教育 (二)職業紹介 (三)出版 (四)法律顧問 (五)購買問題に關する一般調査 (六)職業紹介 (七)其の他組合員の福利を増進するに必要なる他の事業  
第八章 附則  
本規約は代議員會の決議により改正する事を得  
本規約は大正十年七月一日より之れを實施す  
本規約は第二回代議員會に於いて改正したるものなり  
第九章 細則  
本部に關する事項  
本組合理事は左の如き名を分掛す  
(一)總務部 (二)會計部 (三)庶務部 (四)調査部 (五)記録部 (六)編輯部 (七)庶務部  
(一)總務部は組合の一切の事務を掌理す  
(二)會計部は本規約の目的に關する一切の帳簿を管理し其の進捗及び反復の進捗を監視す  
(三)庶務部は本規約の目的に關する一切の事務を掌理す  
(四)調査部は本規約の目的に關する一切の調査を掌理す  
(五)記録部は本規約の目的に關する一切の記録を掌理す  
(六)編輯部は本規約の目的に關する一切の編輯を掌理す  
(七)庶務部は本規約の目的に關する一切の庶務を掌理す  
第十條 本規約は代議員會の決議により改正する事を得  
本規約は大正十年七月一日より之れを實施す  
本規約は第二回代議員會に於いて改正したるものなり  
第十一章 細則  
本部に關する事項  
本組合理事は左の如き名を分掛す  
(一)總務部 (二)會計部 (三)庶務部 (四)調査部 (五)記録部 (六)編輯部 (七)庶務部  
(一)總務部は組合の一切の事務を掌理す  
(二)會計部は本規約の目的に關する一切の帳簿を管理し其の進捗及び反復の進捗を監視す  
(三)庶務部は本規約の目的に關する一切の事務を掌理す  
(四)調査部は本規約の目的に關する一切の調査を掌理す  
(五)記録部は本規約の目的に關する一切の記録を掌理す  
(六)編輯部は本規約の目的に關する一切の編輯を掌理す  
(七)庶務部は本規約の目的に關する一切の庶務を掌理す  
第十三條 本規約は代議員會の決議により改正する事を得  
本規約は大正十年七月一日より之れを實施す  
本規約は第二回代議員會に於いて改正したるものなり  
第十四條 本規約は代議員會の決議により改正する事を得  
本規約は大正十年七月一日より之れを實施す  
本規約は第二回代議員會に於いて改正したるものなり  
第十五條 本規約は代議員會の決議により改正する事を得  
本規約は大正十年七月一日より之れを實施す  
本規約は第二回代議員會に於いて改正したるものなり